

# 統

大明治三十年二月二十四日第三種郵便物認可  
大正二年一月十五日發行(毎月一回十五日發行)

••(號五拾百二第)••

立正安國の論警訓

善心汝早歸實乘之一  
速不愁豈豈不苦哉  
沈彼盛焰之底豈  
之網而鎮讐謗法  
獄愚矣各懸惡教  
門而深入邪法之  
悲哉皆出正法之

目 次

大正二年の新春を迎ふ

帝國在郷軍人の修養に就て 陸軍少將 小原正恒

プラグマテストとしての高山耕牛 文學士 藤井健治郎

日蓮主義綱要 大僧正 本多日生

天晴地明の修養 僧正野口日生

日蓮主義鑑仰の告白 蘭室訪問録

翼賛員芳名録——神奈川縣布教の記——活動史——廣告數件

大審院檢事 矢野口日生

記 著者



## 大正二年の新春を迎ふ

（百碧虎記）

顧ふに、大日本建國の理想は、聖明なる明治天皇の靈化に憑り、内治を振刷し外交を伸張し、庶績大に歎り國光茲に輝き、使命發展の曙光を呈したりしも、奄に悲滅の登遐あらせられ給ひ、今上陛下叡明の天資を以て帝祚を履み、明治維新の鴻業を繼承して展開の施設を念じ給ふ、吾人深く畏み稽首して恐懼に堪へず、

觀よや東洋の風雲如何、隣邦支那問題は亂れ亂れて一點平和の光明を見出さると共に、其最後の斷案は如何に成行くやも知るを得ざるをあらずや、また巴奈馬運河の開通問題は、大に我外交上經濟上に重大なる關係を有す、而して斯の如く對外關係上容易ならざる機會に在りては、牢乎たる識見と適確なる政圖を策せざる可らず、さらに對内關係は如何、政治上には官僚と民黨の争あり、經濟上には正貨準備輸出入問題の複雜を極め、延いて生活難を叫んで民心何となく不安の状態に存すれども、形式に示されたる成績は稍や完備を告げしと稱せらる、然れども退いて國民思想の現状を考察し來らば、何等歸趣する所なく茫として捉ふるに由なし、素より區々屑々たる學見主張なきにあらざるも、堂々たる大德教を樹立して一國風教の指針を明かにせるものあるを見ず、或人は現代の教育によりて國民を導かば充全なる効果あるべしと云ひ、又は成立宗教を非なりとして新宗教を樹てん

と企つるも、今の凡人の學者輩が、全然歴史を否定し佛陀の靈格を蔑みする主張は、明かに識見觀察の淺きを證し、穩健を缺ける病的思索に外ならざるを笑ふべきのみ、成立佛教は過去の遺物にして現代に當て筈まらずと云ふものあるも、新らしき時代に於ても佛教は依然として卓越せる大真理也、天地の公道は千年や二千年の歲月を送ればとて其用を失ふべきものにあらず、或る昔の時代には効用價直ありしも、今の世には教訓とはならぬなどと妄評を試むるはあまりに暗愚也、佛陀の御教は千古を貫いて吾人の思想を啓導し針路を示したる大法則也、世の物識り顔の一輩が兎や角と難癖をつけて理屈を並ぶるも、大發展の理想を懷いて宇内に望むべき我國民が、思想上に歸趣する所なく混亂せる状態に在りなば、明治維新の鴻業を伸張して有終の美を成すこと誠に至難にあらずや、大聖日蓮は『此惡見をもて國主をたほらかし誑惑して正法の御歸依をうすくなしかへつて破佛破國の因縁とせるなり』と警策を與へられしが、徒らに迷想妄見の網に懸りて民心の統一なく正大なる明教の靈府に入るを得ずんば、國運の前途真に寒心に堪へざる也、又現代の通人は、盛に自我の實現を唱ふ、自我の發展大に可也、然れども自我とは單自利の謂ひにあらず、自己以外の者を打倒して理不盡にも自由に絶對に發展し得るの意義にはあらざる也、單的主觀主義にあらず、吾人は自己の存在を意識し、天業を神聖として忠實に活躍する其處に自我は認められ發展せらるるものにして、絶對の自由を振り舞はして相對關係を非認し、中正穩健の思想と飛び離れて漫りに咒咀の念に捉はるゝが如きは、識量の足らざる病想にして時代民心を毒するもの也、自己は自からの生命を處分する權利を有し、不斷に活動の生命力あつて始めて生存するものなれば、久遠無始以來我個性の存在は、一大事實として活動するは勿論の儀也、而して此個性が競奮し益進する所に生存競争を生じ、生存競争の其

處に自然の大調和は行はるゝもの也、人にして自己を識らざるものは愚也鈍也、爾自身を意識せよとは人生の味を噛み占めよとの意義にして、所謂人間を本位とし人生を尊重し、徒らに現狀を維持し守舊事とするものにあらず、自我は自己の生存を維持し其生命を向上發展せしむるものなれば、人間を輕んずる教ならんには之を探り用ゆべきにあらず、彼の『までしばしかたぶく月に物とはんわれも西へといそぐものかな』と云ふ思想の如き、人間を輕視し生命の無始無終を否定するもの、吾等個性の發展上大なる妨げあるを見る、我法華經主義は如何、「我深敬汝等不敢輕慢所以者何汝等皆行菩薩道」と謂ひ、人間個々の聖業を尊重して個性の發展に多大の力を與ふるものあるにあらずや、又日蓮上人は『我人を輕しめば還て我身人に輕易せられん』と宣べ、個性の自重を誨へ共同生存の要諦を教示せり、さらに吾人の處世上に警訓を與へては『何となくとも一度の死は一定也、色ばし悪しくて人に笑はれさせ給ふなよ』と諫めたり、吾人は爰に大正第一の新年を迎ふるに當り、特に大乘正法の旗を押し立て、國民思想の歸一を叫び、破邪顯正のために折伏の利効を振はむ、是れ吾人の自由にして特權也、いざや年と共に精進の氣宇を作興して個性の發展を圖り、聖訓を體して身讀法華の妙行を積まむかな、稽首々々

# 日蓮主義要綱

(續講)

大僧正本多日生

## 第一 本門の本尊

日蓮上人の顯示し給ひし本尊を指して本門の本尊と稱するのであります。この本尊の意義は幾多の妙旨を包含して居りますが、就中統一主義の上に示めされて居るのであります。この統一主義は各種の方面に光彩を放つて居りますが、特に我國の神明に對して深远なる意義を顯はし、而して法華經壽量品に顯はれたる宇宙絕對の本佛との關係を融合せられて居る。日本國守護の善神と宇宙絕對の本佛とに就て尤も充全なる調和融合を教へた、上人獨得の妙旨が本尊の上に存して居るのであります。斯くて權威の二大源流たる國家の淵源と宗教の本尊とを一話し來りて、我々日本國民の離るべからざる敬神の思想と、吾人々類の性情より來る宗教的絕對の依信とを統合して、其處に法國冥合

の信仰、立正安國の忠誠を指導啓發し、内に在りては日本國民の思想の根據を確立し、外に向つては世界文化の中軸を決定せられたのである。

この玄妙深絶の旨致は拙なき言論の能く説く所ではない、今は只その一端を辨明して無限の渴仰を擣くる指南とするに外ならぬ、元來我建國の精神の卓犖秀麗なるは天德に合して天業を行ふ爲めに建てられし點にありて、換言すれば我國の建てられしは方便的必要や一時的理由ではない、絕對的の靈威に依り、悠久に天下に在りては、皇統一系の天皇となり、下に在りては億兆一心の民風を感發し來りしものである、この靈威と云ひ、皇統と云ひ、民風と云ふ卓抜堅牢の美點を保有せる我帝國は、區々たる學說の如何により、紛々

たる宗教の所論によりて、豪釐も動搖すべきでない、法然出づるも基督來るも之を如何ともすべからず、個人主義起るも博愛思想を説くも之を動搖せしむるを許さず、この建國の意義に於ける靈威、皇統、民風を尊重してこそに絶對の信仰を立つべきである、これと同時に宇宙法に基く宗教の本尊に於ける絶對の信仰を確立し、この二個の絶對的權威を巧妙に一致せしむべきである。

若しもこの二個の絶對權威を融合し得ざる時は、其處に國家の深憂を蘊し、其處に宗教の毒素を包むことを知らねばならぬ、然れども宗教の權威を無視して漫りに國權に阿附せしめんか、宗教の真價を失ふのみならず、宗教が與ふる所の人心感化の靈効を滅却し去つて爲めに人心の基礎を破壊し、延いて諸種の弊害を人生社會の上に續出するに至るのである、さればとて宗教の絶對の權威を認めて國家をして數權に屈從せしめんか、又幾多の害毒を釀生して國家組織の體制を破却するに至り、彼の羅馬を倒して代はれる法王庭の擅横の

如き弊害を世に流すのである、されば二個の權威を適當に融合することは人生社會を統一して健全なる文明を建設せんとするに當りては、最先最要の大事と云ふべきである。

更に注意すべきは上人の國家觀は深遠なる哲理の根柢より築き上げられたる點である、我が建國の大精神に感孚するものは、古神道の學說に由るも、又儒教徒の日本化せる學說に由るも、皆均しく敬慕措かざる所なるも、神儒二教より來れる國家觀は實際に於て尤も尊敬に價ひするにも拘らず、その根據を檢するに至りては單に之を建國の神話に托し、又之を忠孝の倫常に依りて説明し、惑は歴史的事實に基き、或は習得的論理に寄せて解釋するようにして、堅牢不拔の真理上の基礎を明かして、他の主義思想に對抗し、若しくは之を説破し之を心服せしむるの力に乏しきは、予の深く慨嘆する所である、近來西洋の思潮我國に入るに及んでは、縱しその説の結論は誤まれるにもせよ、その説を立つる根據は必らず批判を經て、理性の満足を求める

とし、眞理の證明を要求せざるものはない、故にその說は誤されるにもせよ、之を說破せんとするには、單に歴史の事實と習慣の倫理によりて、之を感化し得べきでない、この點を充分に考量し來りて而して後に、上人の基礎堅牢なる國家觀を拜するならば、上人の特色ある忠愛の精神も分かり、又それが尤も現代人心の動搖分裂を救ふ適當の主義主張なることも會得せられて來るのである。

上人の國家觀は宇宙の實相觀より發して居る、即ち他語を以て言へば哲學的根據より見たる國家觀である、その實相觀は現象即實在の妙旨と現象の發現は總て縁より起るとの二點に基くので、實相と縁起との二大原則を尤も正確に説明して其處に國家の体相を觀、而して我神國の如きは一種靈妙の大因縁によりて卓拔秀麗の御國體を發現し來れるものなることを教へたのである、されば絕對の世界を遠く白雲の上に認めず、西方十萬億土に置かず、十方は悉く寶土、三界は即佛國

し法なれば此の國にもよかるべしとは思ふべからず」と云ひ「先づ國家を祈りて須らく佛法を立つべし」と云ひ「我れ日本の柱とならん」と云ひ、斯くて「法華を識る者は世法を得べし」深く世法を識れば即是れ佛法なり」と説き「法を知り國を思ふ」「天晴れぬれば地明かなり」「正法を立てゝ國家を安らかにす」「王法佛法に冥し佛法王法に合す」と教へて、一面には國家の尊嚴を發揮し、一面には教法の尊重を教へ、兩々相合して其處に理想の國家を認め圓滿の宗教を掲げたのであります、この間の玄旨妙談は二十世紀の文明が研究します、吾人一個人は有限の生命有限の活動より有たないから一方より見れば一瞬の生命一芥の微物に過ぎぬ、然れどもその内包せる實體は佛性を有し普遍我を有し無限の大智恵大慈悲を有して、如何なる大活動をも起し得るものと見る時は片々たる吾人も真如絕對と離れては居ない、否我れ即眞如であり我れの思想行爲は久遠の生命悠久の意義を存して、決して輕々に見ることが出

にして、その体は全然二あるにあらず、但その相を現する上に別あるのみ、而かも我國の如きは、六合照臨の皇統を戴き又無上醍醐の妙法を立てゝ、遂に一闇浮提の暗を照す、最高神聖の天職を帶びて存立せるを觀るのである、眞如界中に國家は健存して居るのである、實相觀上に世間相を常住と見るのである、決して假相的、一時的、便宜的のものとして國家を見て居らぬ又更に吾人の理想も道徳も必らず國家を待つて始めて完成せらるべきを信じ、世界の文明も人類の救濟も健全なる國家の發展によりて成就せらるべき、宗教も道徳も國家と合して始めて、その本領を發揮し得べしとするので、一往見れば道の絕對とか宗教の神聖とか信仰の權威とかを無視して居るやうにも思はるゝが、決してそうでない、其處に上人獨得の妙旨が光顯せられて居るのである、道の絕對と國の絕對とがそのまゝ相互に抱容合致するやうに説かれて居る、即ち「國は法に因つて昌へ」と云ひ「法は體なり國は影なり」と云ふと同時に「法は國を鑑みて弘むべし彼の國によかり

來ないが、それと同様に國家を皮相より見れば假構的便宜的の方面もあるが、その内包の意義、理想と天職とを達觀する時は、有限に見へる國家、便宜に見へる國家の上に絶對靈妙の意義が存して居つて眞如界中の尤も重大なる事相と見ねばならぬ、されば國家を愛護する事のそれが、不滅の意義を有するのである  
かかる考察を根據に置いて、我建國の事實精神を觀るに、たしかに玄々微妙の意義が包まれて居り、而して我建國の祖神は、宇宙絶對の靈力と直接に關聯して居るので、靈德即祖神、祖神即靈德であつて、體用全く不二であり妙融して居る、こゝに尊嚴侵すべからざる御稟威を發現し、世界無比の美風を發揚し來つて居るので、靈德即祖神、祖神即靈德であつて、體用全く不二であり妙融して居る、こゝに尊嚴侵すべからざる御稟威を發現し、世界無比の美風を發揚し來つて居る、而してこの祖神は正しく我國守護の善神であらせられ、この國の理想天職を守護し給ひ何等の障害をも排除して、悠久にこの目的を遂行するやう、御加護あらせられて居るのである、但し個人個人の上に起る純粹宗教的要求に對しては之を正面の御思召として顯

(8) はれて居られない、即ち個人の冥福を祈りて病氣の平癒を求むる事や、個人が絶対の悟りを開ひて、佛に成ると云ふやうの側は、之を他の教法によりて満たされるやうになつて居る、即ち宇宙十方に遍満せる唯一絕對の本佛とは、内面に於て全然一なれども、その發現の任務に於ては、その趣を異にして居る、本佛は宗教的 requirement を満たす爲めに顯はれ給ふて、五十年間縱説横說八萬四千の教法を周備して説き教へ玉ふたのである、この本佛と祖神とは法と國とに就て表面の作用を別にして顯はれ玉へるも俱に是れ絶対と合して顯はれ玉ふて、人生社會に於ける權威恩徳の二大潮流を爲してそれが相互に微妙の融合を遂げて居るのである

基督教の思想によれば宇宙絶対の神は唯一であつて、その他には何等の神をも許さないのである、その起原は猶太の神から轉化したのであつて、猶太の神はその國民の守護神であつたが、基督によりてこの國の神が宇宙の神に擴大せられたのである、而して一旦宇宙の神となつてからは到る處に國々の神を驅逐して、この

獨一神を宣布して居るのであるから嚴正に基督教思想を奉するものは、我國の神明を超人格として尊敬することを厭ふのである、元來吾人は一面には小我的自己として國家に從屬し一面には大我的自己として宇宙に關聯す、故にこの兩方面の思想を調節することが一切の精神問題の根本に横つて居る、小我的自己を全然無視して大我絶対の思想にのみ馳する時は、超絶的思想に陥りて超國家超世間の觀念に走り、現實の人生を侮蔑し、國家の體制を輕視するに至るのである、他面に大我的自己を意識せずして單に小我的自己のみに屈すれば其處には高遠なる理想も純潔なる犠牲の精神も消磨し去るのである、故に小我大我を双照する時に健全なる思想が起つて來るのである、この有限の我れと無限の我れとの合一したる處に、濶大なる精神光明活力が發現するのである、日蓮上人が「旃陀羅が家より出たり、魚鳥を混丸して成せる身なり、身は人身に似て畜身なり、然れども心に法華經を信じ參らせねれば、梵天帝釋をも恐れとなさず」と仰せられしは尤もよく

意すべき點であります、日妙抄には我國守護の天照八幡と稱し玉ひ、宇宙の本佛と國家の神明とが一如せられて居る、

小我大我を調節せられたる御指教であり、又「遷滅無常は昨日の夢、菩提の覺悟は今日の現つなるべし」と示めし給ひし如きは、現實と理想小我と大我の調節に於ける玄々微妙の極處と謂ふべきであります

上人が國家の問題に就ても、之と同様に小日本と大日本との見解明かにし玉ひ、而して大日本の天職を發揮する事に向つて大忠を抱かれて居る

勅宜並に御教書を申下して戒壇を建立すべし

との御趣意は、國家の方面に於ける主權の絶対を敬信し玉ふより來るのであつて、この權威の淵源は無論天德より發するものとせられて居る、故に

日本國は八萬の國にも超へたる國ぞかしと仰せられて、一種獨特の靈徳を信じ玉ふて居るので

ある、而して法華經の我國に於て、その眞意の發現するを見て、兩眼涙の如くに涙を流して喜び玉ひしに至つては、その誠忠その道念之を何とか見るべき、實に景仰欣慕に堪へぬ次第であります

上人の本尊に、天照八幡を特筆せられ居るは尤も留

意すべき點であります、日妙抄には我國守護の天照八幡と稱し玉ひ、宇宙の本佛と國家の神明とが一如せられて居る、

我國の神明によりて一切の宗教と自由競争をなさんとするは、考慮を要すべき所である、國家の事に就ても將官ありて軍事に盡すが如く、思想界にも國家に忠なる大宗教ありて絶対と國家とを一如せしめねばならぬ、之は大なる宗教を活用するを上乗とすべきであつて、上人の大忠を懷ひて未だ微望を達せすと仰せられしは、この邊の御趣意にてはあらぬかと拜察し奉るのてあります、佛教は哲學の方面には堅實なる理義を有し、宗教の方面には統一の襟度を示めし、倫理の方面には各種の調節を教へて居る、故に我御國体を擁護する上に於て、尤も堅牢の甲鐵體となり、忠勇無雙の將軍となつて陣頭に立つ所のものである、斯かる統一の主義が、上人の本尊觀の中には主要なる教義となつて居るのであります

# 帝國在郷軍人の修養に就て

陸軍少將 小原正恒



思ひ出多き明治の聖世を送り、茲に希望多大なる大正の新年を迎ふるに當り、吾人は無量の感慨胸に湧いて在郷軍人に對する所見を披露せん。

吾人は、軍人にして造次懶惰も忘るゝ事を許さざるものは、明治十五年軍人に下し賜はりたる勅諭である、此の勅諭は即ち吾人軍人の精神である、此の精神の礎石する處へ入ては勤勉力行の國民となり、出ては忠良勇敢の軍人となるのである、故に勅諭の大精神を體現するもの多からんには帝國の興隆を招き、若し誤りて此精神の缺くるものあらば衰運を呈するに至るので、是れ實に重大なる問題である。

夫れ兵制は整へ兵器は精巧を極むるも、苟も軍人にして忠良の至誠充實せずんば、軍隊の精華は發揚する。吾人の精神的發動は直に社會の惡風を矯正し、勵勉力行は一國の生産力を増進することを得るのである、故に軍人たるもの自から進んで斯の如く奮勵努力せなければならぬ、然るに若し此中堅者にして却て世人に忌憚せらるる行爲ある時は、何を以て吾人の地位を確保することを得やうか、日蓮上人は、「徒らに遊戯雜談のみして明かし暮さんものは法師の皮を着たる畜生也」と云ひて佛徒を警しめて居らるゝが、此文字の精神は亦以て吾人に對して適切なる座右銘ではないか、苟も軍人は益々躬行を慎み勤勉業に励み、以て世人の儀表たることを期せねばならぬ、抑も我帝國は神祖建國以來、舉國皆兵の主義を執り、男子は貴賤の別なく悉く軍籍に任るものである、就中 在郷軍人は、

ことが出来ない、是れ過去最近の戰役に於て、彼我兩軍の實驗したる所にして、長へに殷鑑となすに足るのである、然るに今日社會の風潮を觀るに益々浮華文弱に流れて堅實なる意思の力なく、滔々として此風潮に誘致せらるゝ傾向あるは、精神の鍛錬未だ以て到れりと謂ふことを言ひ得られない、吾人は已に勅諭の意義を解するのであるが、口に讀み心に讀むとも、身に讀まずんば何等の價値がない、彼の日蓮上人は「色心二法共に遊されたることぞ貴く候へ」と仰せられてあるが、實に吾人の服膺すべき警訓である、而して吾人軍人が時に留意一番すべき重要な問題は、戰捷の光榮を獲得するは軍人の活動のみ存すると思ふは謬見にして、即ち國民の後援同情

已に現役に服して國民的學校たる軍隊を卒業したる者なるが故に、他に對しては古參の資格に在る、是れ軍人は一般人の模範たるべしと謂ふ所以、實に茲に在て存するので、深く留意を要する事項である。

方今宇内の形勢を考ふるに、日露戰役後は、列強の我國を觀ること戰役前に比して大に其趣を異にし、運動もすれば猶恥心より白人の列國協同して我に壓迫を加へ、我が發展を妨害せんと欲するの傾向なきにしもあらずである、現に某國の如き、戰役中は我同盟國以上の厚誼を以て我に對して居つたが、平和克復後は其態度一變して其一部は已に我同胞を排斥し、甚しきに至りては極端なる必戰論を唱ふる者さへある、今其所論を見るに、我國は大平洋沿岸の土地を占有するにあらざれば止まずと憶斷し、我が戰鬪力即ち兵員艦船訓練より國民の精神覺悟に至るまで優れりとなし、大に我邦を賞揚して以て自國の實力を膨張するに努めて居るのであるが、蓋し是れ獨り某國に限らんやて、列國の我國を忌み憚ること戰役前の比にあらざるは殆

んど一般的の状勢である、要するに、彼能く我を忌み憚る時は彼れの我に備ふるあるは固より當然の事である斯に於て我亦大なる覺悟と決心とを以て自強自衛の策を講ぜなければならぬ、而して吾人は軍事の智識を増進し精神を鍛錬することが尤も大事である、若し然ざる時は、禍は踵を旋らさずして吾人の眼前に横はあるであろう。

日露戰役後は其實驗により軍事上諸般の改良を施され、兵器に在ては速射砲自動銃は幾んど完成の域に達し、空中船飛行機手投及小銃用爆裂弾の如きは大に研究されつゝある、輸送機關に於ては自動車の發明ありて著大の發達を爲し、最近の調査を見れば、獨逸國の機關に在りては、無線電信は海上數千里の遠距離に通じ得べく、今現に野戦に應用しつゝある、斯かる状勢なるが故に帝國在郵軍人たるものは、常に教範操典によりて勤務上の研究を忘れてはならぬ、亦漫りに他

るならば少しも苦しい筈がない、苦しいと云ふのは規律のない自墮落なる家庭に居つたので、不心得なる聲を洩らすのである、軍隊は秩序を重んじ統一を尊ぶ各個教練を行つてそこに統一がある、之を統一して戰場に行つて働く、國民としても亦之と同じく、形式整ふて智識進むとも、德義と云ふか信念と云うか精神の統一が出来て居らないで、雑然たる個人主義の様な思想に偏傾して居るならば、到底國運の隆昌を期することは出來ない、この方面に就ては日蓮主義の統一信念の思想に依るならば、多大なる効果あるを信する、日蓮上人は宗教上の統一軍を起して力戦奮闘を試みた大偉人である、史を按するに、鎌倉時代、北條義時泰時の如きは實に天地容れざる大逆無道の大罪人であつたが、其盛時に於て少しく海内を治め民望ありて其家榮えたけれども、此逆臣永く生存し得べき筈なく、其子孫高時に至つては、文弱に流れ奢侈淫逸にして不忠を極め、遂に數代にして亡んだのであるが、其當年此北條の惡逆無道を鳴らして大義名分を正したものは一人

の説のみを信頼して自發的努力を缺き、勅諭の大精神を躰せざるものあらば、如何に伎倆勝るゝとも思想は墮落して忠節の匪夷消耗するに至るべく、其は忠良なる軍人の資格を缺くものである、斯の如きは不忠の徒である、深く省みなければならぬ、日蓮上人の開目抄には「法に依て人に依らざれ」と言はれてあるが、實に千古の卓見である、軍人が勅諭の精神を身讀せざるものありとせば、其眞體を把握する事は断して出来ない、現代は何物にても詮衡を遂げずして西洋の文明を採用し、以て我國の文明を築き上げんとして居る、しながら我國には特殊の國性がある、漫然之を探りて歐歌するは不可である、日蓮上人は斯かる態度を諒めて「彼の國に好かれりし法なればとて此國にも好かるべしと思ふべからず」と言はれて居る、之は實に現代の直譯者流に對する頂門の一針で千金の重みがある、而して亦我輩の能く聞く事であるが、壯丁が入營すると多くは苦しい辛らいと云ふて居る、而し軍隊は規律ある家庭なるを以て、善良なる家庭に生活した壯丁であ

# プラグマテストとしての

## 高山樗牛

早稲田大學講師 藤井健治郎

故高山樗牛が三十四年五月の『太陽』紙上婦崎嘲風に與ふる書に云く、「予は矛盾の人也、煩悶の人也、而して又我執の人也、主觀の人也」と云ふ一句がある、如何に我執の人も主觀の人も、又同様に高山君は矛盾の人も煩悶の人も、而して我執の強い人であると思はる、が而し退いて考へて見れば、此矛盾煩悶と云ふ事は、是豈に高山君に限らない、世間一切の人皆矛盾の人煩悶の人である、矛盾煩悶は之れ實に人生の一大事である、普通の出來事である、何を以て斯く云ふか、今其顯著なる一二の事實を捉へて見よう、吾々は生れたからには死なねばならぬ、死は當然来るべき運命である、然るには死せざることを願ふて居る、如何に生を望んだからとて百二十歳位のもので、永久に生を得る事が出来ない、之れ聞かなる矛盾ではなかか、人は種々の苦しみの中か

ら樂を得んとして居る、苦しみを脱して快樂を望むは凡ての人の有様である、又人生の事を知るは、始め教育學間に依りて知るの、學問によりて疑議に陥入るもの多く、苦しみを感じずは智識獲得の約束である、智識なくば人生の煩悶を感ずることが少ないので、人は物を知り智を研ぐと云ふ事は、是れ矛盾の生活ではないか、更に人は此世に生存する以上は、道徳法律の制裁を受ける、而れども西洋の先人が、休日は人の爲に作られ休日の爲に人あるにあらずと云つたが、道徳法律は人の爲に作られたので、自分自からが作つたのである、而るに自から作れる法律等によりて吾が手を縛られる、秦の昭王は自分の作れる法律で罰せられたと云ふが、豈に昭王に限らんやて、天下皆自分の作りし法律に依りて縛られて居る

斯の如く觀じ来れば、矛盾と云ふ事は高山君一世の事實のみではない、凡ての人生の事實である、人は矛盾を以て生活するものである、而して人は此の矛盾を離れて生活は出来ない、されば人が此の矛盾の中に

生活して居るから、之を取り去り調和し超越し統一して見たいと云ふのが、人生其者ではないが、其矛盾は永久のもので、小さき人間の智識を以て統一し超越し調和するは、水中の月を捉ふるが如きものであると云ふものもあるが、而しその調和するのが人生ではあるまいが、人生は矛盾なり故に煩悶あり、人生は矛盾煩悶の事實であるが、感情が内に冷えて理智外に暗いものは、之を自覺せずして太平樂を並べて居る、之等は風雲の如く蟲類の生活で、斯くの如く矛盾の中に生活しながら之を自覺せずに今日を送るものは幸福なるや否然らん、而れどもその幸福満足は吾人の求むる所でない、世には其矛盾を自覺して煩悶に堪へず苦んで生活して居ると云ふ人もあるが、之等は歲の瀬が來たので借りた金を返すことが出来ぬので煩悶し、銀座街頭を自動車に乗りて景氣を付けられぬとて煩悶し、やはり婦人などは三越白木の店頭に立つてショールが欲しいが、而し袋中錢なしで其たく煩悶して居る、かゝる種類の煩悶が多い、之を例ふれば、食つた芋が喉につ

かへたと云ふのを煩悶して居るのと同じ譯で、押せばケロリと治るので、芋が喉につかへたのは苦しいであろうが、箸を以て押せば直ぐ治る、左様な淺見敢なる煩悶をやつて人生を味つたものだなどと云ふ人はありはせんか、之は所謂附の煩悶で、完全に達觀したと云ふ事が言ひ得られようか、予はそれよりも一皮剝いたものでなければならぬと考へる、抑も何せ自分は芋を食はねばならぬが、不生不死の工夫はないか、是迄に生れるとは何か、死とは何か、生れて死なぬ工夫をし難我執主觀の人であると云ふ、それは吾人の人生に痛切なる煩悶であつた、わがそての記には

幾千よろづのは是大塊に、人や生るゝ何の因、何の緣ぞ、花飛び葉落ち風吹き鳥鳴く、合ふや柳因、別るや絮果、何れ終りはおなじ流轉の世に、人や何を望みの五十年のいのちども(樗牛全集)、また三十四年五月の『太陽』紙上には

畢竟悟らんが爲には吾情強きに過ぎ、迷はんが爲には吾智明かなるに過ぐ（楊牛全集）

自分は何の爲に生れたるか、野狐禪的に大悟徹底せんとするには情が過ぎるし、盲目的に服従せんとするには智が明かてある、外には解し難き謎の固まりなる自然と人生を控ひ、内には解く事の出来ない雙互に反対を走りつゝある情と智とがある、楊牛の煩悶は一個人の問題でない、人生其ものゝ矛盾煩悶である、世人は高山は近頃の名文家なりと云ふが、彼の全集は十年を経過したる今に愛讀者多きを加へ、而して之を讀むものは賞讃して居る、私も一代の文章家であるを知る、而し私の考ふる所では、彼のが婉麗なる筆と況後錄の様な雄渾なる筆は大詩人に相違ないが、人生的の矛盾煩悶の事實を彼自身が自覺し實見し軸讀したのが大文豪であるとおもふ、人生は實見を外にして何物がある、彼の慣習歴史のみに捉はれて居る人は、人生的の生甲斐ある生活をしたと云ふ事を得ようか、世の一瀬一笑を恐れて居るもののが、生甲斐ある生活であると云ふを得

べきか、一去一來遷滅無常に吾人の生死は支配せられて居る、一時を糊塗する生活は人生の意義を體得せるものと云ふべきや否や、之等は畢竟風に搖るぐ雲の如くて自動の力である、人は自己を自覺し又理想を有たねばならぬ、中庸に「誠者天之道也誠之者人之道也」とあるが、眞に然りて、何物にも各其性ありて存在し、吾人には本來の性ありて法則がある、其法則を自覺して行かねばならぬ、之等は吾人自覺の中に入れ理想の熱を以て溶かし、自分のものとして生活する所に價直がある、プログラマテストが英米に勢力を有して居る、即ち人間は一切價直の源である、真善美的價直は何れ事を恐れ、貧しさ者は貧しさを知られざる事を恐るゝより生るゝや、人間其ものが作れるものを外にして他にはない、高山君は富める者は富の人間に知られざらんと云ふて居る、人に知られるとも金持は金持である、貧乏は貧乏である、他の毀譽褒貶に由て人生を見出す

ことは不可能で、人の毀譽褒貶や周圍の一瀬一笑によりて自分を律するは人生の本義でない、人生の本義は内心の満足である、貧しさ者は貧しさを心の誇りとする處に内心の満足がある、世の中の評判に依るものは不可である、この内心の満足を離れて客觀の法則のみに支配せらるゝは眞理でない、法則なるものは人間が認めて以て法則とする所のものにして、彼の法則は自分が胸の中にあるとカントの洞破した所以である、其實在其法則は何であるか、之を論じたのはベルブソンにして、則ち一切の法則は自我の自由なる發動の想像であると云ふた、壯人は吾人の智識を書物に読み講釋に聞くことであると考ふるが、而しそれだけは智識てない、眼で視耳で聽いて自分の腹と頭とに依り諒解せらるゝもので、自分に自我の充全にして深刻なる満足を得たるものにあらずんば、知識とは言ひ得られない、故に楊牛は智ありて一の信なからんには始めより學ばざるに如かずと云うて居るが、多くの哲學者は智と信とは其性質の異なるものであると論ずるも、必竟

智は信信は智で信智一體であるとおもふ、信智一體にあらずんば、行に現はれない、試みに林檎の味を知らんとするなれば、千萬巻の書に依るも知ることが出来ない、之は自分自からが食ふに如かずて、斯く信する處に智識がある、其智識は信に基かなければならぬ、高山君は文藝批評家の態度を擧げたる中に、凡そ批評家なる者は如何なる場合にも自己に忠實ならざるべからずと云ふて居る、之は文章を作るものののみでない、一切然り、自己に忠實を外にして美も善もない、自己の實驗理に美も善もあるのである、即ち真善美は自分の作りたるものであると云ふ主觀主義である、而し主觀主義と云ふても主觀客觀對立したるものでない、それ已上である、主觀主義は之を提唱する人物如何に依りて岐るゝので、凡ての價直は人物によりて分るゝ、彼れ楊牛は此の精神が日蓮に信仰を捧ぐるに至つたのて、主觀主義實用主義に外ならぬと思ふ

高山君は所謂プログラマテストとして思想感情を表はすに適當なるや否やは知らざるも、已上の趣意によりて所見を述べた次第であります

雄大なる思想に接して彌々日蓮主義の卓越せる大教義であることが解つて來た

▲現代を教ふには日蓮主義に由るべき也

おもふに現代の複雜混亂を來たして居る惡思想の傾向は、權威なき對立的教では駄目である、この病想を一轉せしめて適切なる啓導を爲すべき教は、朱子學や其他の淺薄なる訓詁の學問では効果がない、さりとて形式に囚はれたる神道に因りて國體の精華を發揮することも六ヶ敷法に合す」と云ふ大德教でなければ、現代の病根を救ふことが出來ぬと信ずる

▲  
—△  
日△  
の△  
行△  
事△



居  
不

▲我△於△經△隱△

我輩は日蓮主義に入らざる以前は、精神鍛錬の方法として盛に謡曲を行つたが、近來は本尊腹式呼吸法を實行して居る。朝は東天紅を呈せざる時に起きて、方便品自我偈及び詩讀唱題と云ふ順序を以て修行を勤め、

我輩は嘉永六年肥後熊本城下で生れたのである、當年  
ペルリが浦賀に來たと云ふので國中大騒ぎであつた、  
我輩は肥後の而習館に朱子學を學び後蘭學を習つた、  
明治八年依田百石等と東京に來りて學に志したの  
であるが、我輩は司法省法學校に入りて法律學を調べ、  
十八年司法省出仕となり、次て大阪控訴院判事となる

日蓮主義鑽仰の告白

大審院檢事 矢野茂君 談

大正元年間走の二十七日、日は已に暮れて寒風都大路を吹き捲くる午後七時、大審院檢事正四位勳二等矢野茂君を訪づれた、頼まふとの猪走りた。記者の聲が奥に通したかとおもふと、優しい施らいがあつて取次ぎに出られたのが令嬢である、折しも勤行中で方便品を読み終る處なので、廻接室の椅子に少憩して居つたが、さらに「どうぞこちらへ」と案内されたのが日本室の客間で、床には眠雷の筆になつた西郷の英姿が嚴然たる態度で控いて居る、床の置物や諸道具が何となく厭味のない雅致を帶びて居る、少しも俗氣のない一種の靈光が輝いて居る様に感じた、氏は記者の間に廻じ莊重の調を以て左の如く語られた。

田辺主義錦仰の動機

我輩は元淨土宗で法華宗ではない、幼少の時より孔孟の教や國學などは學んだけれども、宗教の方面には研

究の機會もなかつたし、又自から考へた事も少なかつた、然るに客年天下を騒がした大逆事件の起るに及んぐ考へて居つた矢先、友人より、日蓮上人の開目抄などの著作あるを聽き、其後親しく本多僧正に會ふて日蓮主義の梗概を解し、開目抄の「夫一切衆生の尊敬すべきもの三あり所謂主師親是也」の文を拜讀し、多年の疑團一時に解けたるの思ひありて靈妙の感にうたれ爾來鑽仰の歩を進めて居つたが、土曜日開催の講妙會に於て、壽量品無量義經涅槃經等の講義を拜聴して、意義の深い大教法であることを會得し、目下開目抄の

二十五年より二十九年まで高知地方裁判所長に勤務し、轉じて長崎地方裁判所長・長崎控訴院検事長となり、て今日に至るので、現在及將來の生涯は、國民精神の洗練を爲すべき社會的道義的の事業に努力したいと心懸けて居る。我が後半生は清き宗教的生活に悦んで意義ある聖業に盡して見たいと考へて居る。

久しく浮遊虚榮にあこがれし夢はや醒めて、思想の經路に歩を運ぶ人も多くなつて來た、さに其心の缺陷を充たさんとて、偉人の研究はげに盛んに、ことに偉聖日蓮信仰の聲高く、其傳記は各方面より紹介せられて居る、が而し何れも眞實傳の焼直しか、又は其活動の事實のみを見て内的方面を推論するもので、何れも一種の癖がある、吾友妹尾期君、藝術によりて偉聖の體格を介し、之を上梓せられたる日蓮上人御傳は平易であるから詔く解る、之を一讀せば得る所があるであらう、特に推崇して置く。

天晴地明の四文字は日蓮聖人觀心本尊抄の結句である、一字千金の語があるとすれば、天晴地明の四文字の如きは「一句萬了」の句と云てよろしい、此四文字を味讀身讀するならば、一切の理義、一切の修養此中に在りと云つてよろしかろうと思ふ、世人は多く地上の明かなることを欲して、天上の晴るゝ必用を認むるもののが少ない、故に苦心して地を明かにせんと願ふて暗を擣ひ出せども暗は少しも滅しない、いよ／＼あればいよ／＼暗にして疲るゝは身體のみ、智人ありて暗を擣ひ出せども暗は立どころに失せて光明一室を照す、人も其の如く胸間の煩悶を除かんとあせりて天晴の信仰にも依らず、或はやけ呑、やけ遊もて、胸

間の煩悶を追ひ遣らんとすれども煩悶はいよ／＼増すのみである、一燭とは何ぞ天晴である信仰である、天晴の信仰ありてこそ、地明の人格と慰安とあるなり、尤も世の教の中には、天晴的に傾けるもの地明風に遍するのである、無論眞の天晴眞の地明では無いけれども、教を聞くものは注意せねばならぬ、日蓮聖人は常に「天晴地明」の格もて教を爲して居る、如何なる場合にも、此格を失つたことはない、試に一二を申せば、立正安國、知法思國、爲法爲國、國を説くに法と國と一貫して説て居る、決して一方に偏して居らぬ、法華經に「資生業等皆順正法」と説かれ、日蓮聖人も「識法華者可得世法歟」と述べられ、ツマリ是が法華經の神髓にして、世出一貫充塞圓具の妙道とはしたならば、如何に麗はしさ人格を完成することであらう。

余曾て建武中興の志士が、攝海船を浮べて古樂を合奏するの繪を見たり、この天然、この天籟を、樂むの概

ありてこそ、此大事業も成せるなりと、今尚ほ其繪姿の眼に髣髴たるものあり、或は源義家公が勿來關外落花に詠ぜし如き、須磨寺樹葉櫻に「切ニ一枝ニ可レ切ニ子」の制札を建てたる辨慶の如き、自然に「天晴地明」の風貌を備へたるものゝ様又思はるゝ、又武經三略の中に、一章の醜三軍死を思ふ一節がある、それは或る將軍が遠征萬里の懸軍中一章の酒を送るものあり、獨り飲むに忍びず去りとて三軍に頗たんとするに能はず、遂に河流に溺れて兵士と共に醜味を味へることを厭はぬと云ふに至りたのである。

藝術家にも此「天晴地明」の覺悟を無くてはならぬ、昔し書師某他より其の技の拙を噴けられ、憤然として悟り神佛祈願を込めて彫刻せし書こそ、天下一品稀代の寶となれりと傳ふ、是の信仰ありて是の技術ありと云ふべきなり、更に日蓮大聖人は龍の口断頭場に臨むも、雪の塚原に四ヶ年を送るも、雲霧深き身延の山澤

## 天晴地明の修養

野口日主

に九ヶ年の星霜を積むも、一言だも怨言哀語を發せられしことなく、此程の喜びをと仰せられ始終法悅に満されたりと、何ぞ其襟懷の廣大なる、本化上行の再證とは云へ「天晴地明」の大修養にあらざるよりは詎ぞ如是の大奮勵と大慰安とを併せ得んや、大國士にして大國師と謂ふべし。

若し夫れ政治に鑒みんか、唐の太宗皇帝文那四百餘州に太平の治を致さんため、蝗蟲をも嗜むに至れり其勳精の結果米斗三錢、路道の拾はざる前古無比の太平を致せしも、晩年精力の衰ふと共に國政衰へたりと聞く後の評するもの徳政を欠たる結果なりと、我等より評すべきは「地明」に汲々して「天晴」を思はざる致す所なりと評せざるを得ざるなり

今日吾邦政治家勵政治を爲すと雖ども、遂に思想の混亂を來し大逆事件の如きを勃發するに列りしは柳も何ぞや、吾か國は其建國の當初より祭政一致の國にして、教を以て治國の根元とせりき、政を國音「マツリゴト」と云ふ「マツリゴト」とは祭事なり、祭こと即ち政

本國の有無はあるべしと叫ばれたるも此故なり  
今や大正維新否御宏謨實現の今正是時なり、國民たるもの此思想統一、一大明教確立に力を致し、國光をして宇宙人類に光被せしむるこそ大和民族の天職なれ、經云く、「每自作是念以何令衆生、又云斯人行世間能滅衆生闇、又云我此土安穩天人常充滿」、奮勵せざるべき哉。稽首妙法蓮華經

鶴鳴出定間無譁  
讀誦三回妙法華  
天壽地明闇半日  
春光先到机頭花

元旦富士

日 航

日 杰

## 蘭室訪問錄

三 上 白 碧

諒闇中の歳の暮、最う寂しげな門の松飾も立てられて、人の足並も早い師走の三十一日、下谷二長町辨護士牧野賤男氏を訪ふ

氏は明治八年佐渡相川に生れ、三十一年二十四歳の時、判検事辨護士試験に登第し、當年諸外國の治外法權の撤排せる其第一に起れる有名なるミラー殺人事件を辯護して名聲を擧げ、爾來率々として斯業の經驗を積み、現に東京辨護士會議員東京市會議員の名譽職に推され、又天晴會及妙典研究會の幹事として日蓮主義の爲に力を盡し、熱烈なる慈母の信仰的訓育をうけて人となりし氏は、勤勉力行にして誠實なる紳士の格を具へ、堅實なる信仰によりて思想を鍛へ、朝に夕に聲高らかに題目を唱へて行學の二道を勵まるゝと云ふ記者は世人の欲求して居る日蓮主義宣傳の方方法を聽い

にして吾國政治の第一義なり、この根本を逸して政治を爲す大治を欲するも豈得べけん哉である、昔聖德太子憲法を制定して「尊敬三寶」を唱導す甚深の意義あるべきなり、御歴代の御皇室「以祭爲先」と聞く、近くは、明治天皇維新的改革に際り、五箇御誓文あり、皆是れ神靈崇敬の大御心なり恐懼三思せざるべけん哉。更に「天晴地明」を第一義より云へば、天晴とは本尊指して「八萬の國にも超へたる國」と叫ひ「闍浮第一なり、此天晴を歸むれば、吾人は其人格を完成し此國の本尊此國に立つべし」と主張せりき、本佛とは盡十士即ち淨妙國士なり、日蓮聖人は此意義より日本國を乗の釋尊以迦葉阿難爲脇士乃至正像未有壽量品佛來入末法始此佛像可令出現歟」此本佛こそ慈悲智慧光明力用法界に遍滿し三千に充塞せり、所謂法界唯一の本主なり、御國體の尊儀、御皇室の神聖總て是れ王佛冥合歸一大道なりと唱導せしも聖日蓮なり、日蓮上人は我國體の眞實擁護者眞實光顯者なり、日蓮に依りて日

の動機を聴いた、將軍諱々として語りて云く  
予は法華宗の家に生れたのであるが、青年時代に國を去つて軍隊に居つたので、宗教の崇高なる意義に氣付かなかつたが、或時所用あつて松本辯護士を訪ねた事がある、然るに山水の畫や骨董品などの在るべき筈の床の正面には、本多大僧正の書寫せられた大本尊が掛けられて、其前の机には御經と珠數とが置いてあつた、予は其時に予の心靈を衝いて、予が法華宗の家に生れながら宗旨の意義を少しも知らないのは、いかにも恥かしいことであると思ふた、どうしても宗旨の意味を識りたいと考へて後天晴會に入り、諸師の講話と聞いて了解の端を開き、本多上人の法華經無量義經開目抄等の講義を拜して、彌々日蓮主義の廣大なる教義であることが解つた、日蓮主義は専門家の研究のみに委して置くべきものでない、日蓮上人の勵王爱国思想は採りて以て吾人の學ぶべき所である、日蓮主義は國民一般に遵守すべき大法で、ことに死生の間に働くべき軍人は、此主義信念を養ふて忠節を致さなければ

之を養ふには開目抄の雄大なる思想に接觸す  
ことが最大の要事であると考へる  
述べ來りて論談いよ／＼風發の妙趣に入しが、  
せらるゝ折なりしかば、將軍の健康を祝して邸  
したのは一時過ぎてあつた

一、住僧不行跡ニテ寺院修覆不加相續難  
儀ニ相見工候者於之者組合ヨリ心附  
候テ早速隱居之願可被致候若其分ニ  
指置寺院及衰破ニ候ハハ其組合越渡  
可爲之事

之は文化年間に於ける寺院制示の寫して  
あるが、こう云ふ制度は、現在の各形式  
教團に適用したら面白かろう

た、氏は壯麗なる調を以て語りて云はく  
△日蓮主義宣傳の事業は、眞に雄圖壯大なるものであるから、僧俗共に異体同心の祖意を奉じて力行せなければならぬ、日蓮門下は唯徒らに舊來の形式を維持するのみで何等變つた方法を取らぬならば、新人物を引き入れることは出来ぬ、深遠なる教義は始めより一般人には解り兼ねる二千年來人類の前に提供せられて自由に研究して自分の思想とする事が出来る様になつて居るが、何への時代でも賢明の人物は少ない、一冊の註釋書や一席の講話では、中々大體の系統だも理解することが出来様筈がない、殊に現代人は今日主義である、人は生活難に苦んで唯だ現在を思ひ、明日を考ふる暇なしと看ふて居るではないか



書喻に對して疑を容るゝものがあるけれども、事實ありしもの亦有り得べきものが、更に他面に於て佛力によりて現證益を與ふるのが宜いと思ふ、が而し法の意味を墮落せしめざることを條件として置かねばならぬ。

記者と相對して火鉢を圍みながら談じ去り論じ來り、更に他方面に論著を開かんとする時、所用の客もありければ、記者は邪魔してはならぬと心付き

統一團翼贊員芳名錄

明治四十五年四月二十七日、統一開堂の式を擧げてより、爾來護法の熱誠を傾注して事業の擴張を計圖し、既に布教部面には月次八面の例會に於て、日蓮主義に關する講話講演説教の大會を開き、施本用小冊子を發刊して文書布教を行へり、而して社會部面の事業は、準備未だ整はざりしを以て、僅かに免囚保護の一事業を決行したるに過ぎざりしも、大正維新的新春に於て、全般の事業を開始するに決し、大聖日蓮の凜然たる意氣の卓越せるを以て、固陋頑迷なる病的思想を折伏し、健全なる思想を養成して國力の發展と世界の平和の爲に盡さんと欲す。

頗るみれば、豪さに翼賛員の制を設け之を世に公にするや、國を思ひ道を愛する士女は、此事業を贊し入會するもの多きを加ふ、並に翼賛員の芳名を錄して佛天諸尊の賓前に供ふ

古文子集

雜賀秀太郎

豊橋市札木三番邸

上島萬治郎

東京市芝區高輪南町三〇  
同市深川區佐賀町二ノ四

野村房太郎  
曾田上助

名古屋市新榮町常徳  
廣島市新川場町本照

大 橋 日 瓢

東京神田區美土代町  
外堀通  
新宿区外堀内村江草

莊渡邊喜元助

同市四谷區内藤新宿一七三  
所

井上仙吉

東京市赤坂青山高樹町一二  
清國日本大使館

小林一郎  
鄭永邦

東京市京橋區南傳馬町二八  
同市曙町十六番地ろ、六號

星野鉉子

千葉縣長生郡長柄村滿藏寺  
鳥取市立川町一丁目法泉寺  
東京市淺草區北清島町一四  
靜岡縣見村町玄妙寺  
同縣白須賀町妙泰寺  
同縣濱名郡知波田村妙安寺  
愛知縣渥美郡野田村法華寺  
千葉縣東金町押堀立善寺  
東京市小石川區白山御殿町三一  
千葉縣市原郡内田村本傳寺  
愛知縣刈谷町長遠寺  
福岡縣三池郡二川村新興寺  
千葉縣市原郡濕津村本泰寺  
東京市淺草區北清島町一四  
千葉縣長生郡二ノ宮本鄉村法泉寺  
同　　所　如意輪寺  
同縣山武郡豐成村蓮成寺  
東京市淺草區田原町一ノ三

東京府下品川町北品川  
同瀧の川村田端三〇〇  
同中野町中野一六三五  
千葉縣大綱町蓮照寺  
東京府下荏原郡入新井村不入  
東京市日本橋區川瀬石町六  
同市同區浪花町二  
堺市甲斐町東三丁  
同市大町上ノ町  
同市宿院町東二丁  
朽木縣上都賀郡東大芦村下澤  
東京府小笠原父島大村西町顯  
千葉縣山武郡源村  
東京市淺草區永住町九二  
同市同區北富坂町一九

岩佐春治 戸村清九郎  
田中とめ 森田洪  
加藤八太郎 井口善叔  
池野鍬吉 豊田良江  
須田友吉 石村堅四郎  
上保 村上  
木村和吉 會吉塚通榮  
猪野重之助 海野竹譽  
渡邊源治 過邊壯一郎

田久保日城 河邊音吉 増田聖道 前田圓整  
河内伊三郎 山上利三郎 藤井辰二郎 西川善  
岡田彦太郎 田原唯一郎 秋葉鉄之助 林由太郎  
林仙太郎 石渡幸吉 林作太郎 白井福松

同	所	東京市淺草區諫訪町一六
同	所	同市同區三好町一二
同	所	千葉縣山武郡端穂村萱野
同	所	靜岡縣濱名郡吉津村吉美
同	所	東京市淺草區北三筋町五五
同	所	東京市淺草區南元町二二
同	所	同市芝區南佐久間町一ノ一
同	所	同市同區新福富町二〇
同	所	同市京橋區築地一ノ七
同	所	千葉縣千葉郡生實濱野村本行寺
同	所	同縣長生郡新治村桂

齋藤助藏  
齋藤さと  
岸本覺也  
秋葉純一  
朝倉一乗  
中西芳山  
中西ひさ  
中西はる  
能切唯一郎  
能切貞次郎  
國見増藏  
齊藤東四郎  
小倉佐一郎  
中村乾信  
秋葉金吉  
大谷徳次郎  
伊東昌章  
林寅之助

静岡縣三島町一二二五一  
京都市松原通六波羅東  
東京市麴町區飯田町五ノ三〇  
同市本郷區弓町一ノ二五  
同市牛込區西五軒町一四  
東京府下千駄ヶ谷町五九二  
東京府下北品川宿七四六  
廣島市台屋町二七  
福島縣二本松町事久寺  
東京市四谷區左門町五五  
名古屋市新榮町四ノ一五  
福井縣南榮郡今庄村善勝寺  
東京市牛込區南棱町五ノ五號  
同市下谷區池之端七軒町妙顯寺  
同市日本橋區馬喰町四ノ一六  
同 同 所 四ノ二二  
千葉縣山武郡增穂村清名幸谷  
富山市向川原町酒井三治方

直井惣兵衛 樋口孝道 木村十郎 岩井庄次郎  
鹽谷時重 萩野繁之助 山口俊和 深井守之助  
岸野誠 篠本春義 大關ます 沢智了  
大野正一 長谷川よね 乾幸三郎 乾桂三郎  
飯高彌 太郎 为太郎

同	所	千葉縣長生郡新治村桂
同	所	東京市淺草區駒形町一五
同	所	千葉縣佐倉町妙經寺
同	所	東京市淺草區森下町一
同	所	山梨縣北巨摩郡小淵澤
同	所	東京市下谷區中根岸町九一
同	所	千葉縣長生郡新治村桂
同	所	宇都宮市寺町法華寺
同	所	東京市牛込區水道町三六

林大谷伊八  
勘太郎  
秋葉重三郎  
内田いし  
田邊慎一  
涌井吉太郎  
良  
らく  
はる  
吉  
雄  
吉  
源  
幸  
守  
崎  
場  
馬  
涌  
井  
涌  
井  
涌  
井  
柴  
繁  
士  
松  
猪  
又  
金  
太  
郎

堺市櫛屋町東四丁妙満寺  
京都高辻通洞院久遠寺  
岡山縣和氣町本成寺  
千葉縣酒々井町木佐倉經胤寺  
東京市麹町區永田町二ノ二九  
同市本郷區曙町三  
同市日本橋區新右衛門町十二  
同市芝區高輪北町三〇  
千葉縣山武郡源村二二〇  
廣島縣可部町  
東京市淺草區金龍山瓦町二五  
東京府下戸塚村下戸塚一五七  
千葉縣山武郡豐成村武射田  
同縣市原郡潤井戸六五七  
愛知縣知多郡緒川越境寺  
東京市淺草區南松山町法成寺  
東京府下駒澤村上馬引澤二八  
千葉縣山武郡南郷村富田幸谷

高木本順  
坪永日監  
原田日勇  
前田日應  
馬場哲次郎  
小關三平  
安田松慶  
田中慶三郎  
山本熊之助  
入江善平  
隅山尙一  
勝屋勘之助  
長谷川日得  
飛舗恭平  
長谷川日濟  
關田養叔  
宇田川繁次郎  
平山由次郎

名古屋市中區東田法道寺

佐々木英春

千葉縣君津郡馬糸田村真里谷

永島山吉

同 所 本立寺

岩崎會眞

東京市淺草區榮久町二七

關根孝助

### 神奈川縣布教の記

三上白碧

大聖日蓮は『今我等が出家して袈裟をかけ懶惰懈怠なるは是佛在世の六師外道が弟子なりと佛記し給へり』と、佐渡御書に警訓を貼されて居る、されば假にも日蓮主義者として袈裟を纏ひ佛弟子の班に在るものには、還死法華心の叱責をうけざるやうに努めねばならぬ、いかに智解を磨いて經疏の解釋に巧みなりと雖、古本の文字裡に没頭して廣き天下に活釋を施すの妙用を缺いては、反て世を毒するのみで何等の價値を認むる事が出來ない、彼の十八圓滿抄に『智者學匠の身となりても地獄に墮ちて何の詮かあるべきや』と示して實行主義の尊とさを教へられて居る、佛子不幸にして識量

救治せらるべきと論じ、山根師は日蓮主義の折伏的意義を詳論して慈悲救濟の二面を示し、破邪と顯正との關係を論談して活動的元氣を鼓吹せられたので、青年も老人も共に微妙の靈感にうなれて信念を強ふするものがあつたに相違ない、會を閉ぢたのは午後十時半であつたが、玄妙唱題の太鼓はなほ勢よく響いて居つた、『五日』午前五時檜木長寺を辞し去りて氣持のよい朝の風に吹かれ、神奈川より乗車し國府津にて電車に乗り換へ、有田宏道師及惣代人の出迎をうけて小田原町妙經寺に着いたのは午前十一時、大本尊の賓前に法味を捧げまつりて中村別邸に憩ひ、午後一時有田師は各方面より國力の微弱なるを論じ道念の根底を明かにして大正國民の覺醒發憤を促がし、予は古來の哲匠は道に志し學に勉めたるを述べ來りて現代の修養なるものは何れも貧弱にして力量なく我日蓮主義の根本道念を把住せば充全なる洗練を爲し得べしと結び、山根師は『日蓮は泣かねども涙ひまなし』との聖文を提げて慈悲の本源を明かにし、至誠道念活躍の士氣を作興

浅くとも、渾身の精力を出だして死身弘法の節義を致さば、必ず靈化の妙力を現はして迷へる國民の歸趣を示すことが出来る、佛子は常に斯くして勇猛精進の氣を振ひ所作佛事の設化を爲さねばならぬ、予は大正元年師走の四日、其の責を果さばやと山根日東師と神奈川縣下布教の旅途に就いた、午前八時半新橋を發車して神奈川に下車し、橘樹郡大綱村本乘寺に着いたのは十一時過てあつた、午後一時より予は肉と靈との生活的調節を說いて信仰の妙義を語り、山根師は日蓮上人の生涯は慈悲の源泉より流れ出てたる活動であると論じて處世の要道を誨へ、佛性開發に資する所あつたのて何れも熱心に聽て居つた、予は密かに心強くおもふて傳道の効果を確かむるを得た、「同日」午後七時榎村本長寺に開講し、今井住職及惣代諸氏の周到なる準備によりて定刻百餘の參聽者があつた、今井師開會を宣し、予は現代病根の救治策としては幾多主張を見るも之れ對症的一時的にして用を爲さざるもの、我卓越せる日蓮主義に聽き活躍的大人格に接觸し來りて病根はを調査し來りて果して現代人の進むべき道筋として正

しい師表であると云ふを得ようか、吾人は此の纏まりの付かない混亂現代に處して何れに趣いて可なるか解らない、苟も天地の法則權威を認め道義的共同生存の意義を躰すべし吾人は、大に公正の見地に立つて深思靜慮を遂げ英斷處置を探らねはならぬ、日蓮上人の御言葉に「智者に我義破られずば用へずとなり」とあるが、若し夫れ智者ありて多年の習俗記憶の謬れるを誨ゆるものあらば、潔よく去つて堂々乎として正しさ理義に従ふは丈夫の心事態度と云ふべきである、今の青年はこの觀念を前提として精神修養に劣むべきてあつて、徒らに片々屑々たる詐欺師風の人物や、難然たる思想を受け入れるのは混亂を來すのみで思想の統一を見る事が出來ない、修養上には必ず大人格の活靈力を享有することが最大要件である、而して完全なる大人格の典型は相洲鎌倉の地に大活躍を試みたる大日蓮を第一なりと推稱せざるを得ない、この大日蓮は日本國民が自由に師表として學ぶことが出来る、之を學ばざるものは未だ修養の要道を得ざるもので、人格の向

根行の客となつたが、箱根山の地文上の價直は今更らに言はずとも世の識る處て、徳川の政略上選んで以て必由街道とした所なるが故に、其當時人馬陸續として大に段賑を極めたのであるが、春風秋雨幾十年、今は寂寥の裡に路傍の古松などが昔ながらの有様を語り、西方崖下急流清く注いで海に連なる處に早川橋が見えて、風光絶佳詩趣の湧ぐを覺ゆ、電車より下りて福住樓上の客となり、一浴して晝餐をしたゝめ、山根師と地勝舊蹟を探らんとて須雲川の橋を渡つて急峻なる道を登り、俗化したる寺の境内に曾我兄弟の墓碑を尋ね、舊道を下りて早雲寺に到り、案内を乞ふこと十分餘なりしも應の聲だもなかりければ、早雲以下五代の墓へ行くべき道の掃除の行届けると赤ッ坊の襪襟の干してあるのを見て早雲寺を辭し、更に歩を轉じて塔の澤に行く、新道を上る數丈の谷底を走る清流は、急湍濤碧相交り兩岸の懸崖や山腹や千變萬化を呈して無量の雅趣に富むものがある、また勇を鼓して十八丁餘の塔の峯にのぼりて當年に於ける山林佛教の狀勢を察し、旅

上は思ひもよらぬ事であるとの理を論談する事二時間、山根師は日蓮主義は包容の宏量を有し、人生に裨益する學見主張は開闊的の識見を以て適當なる安排を施し、現末の融合調節を圖り、立正安國の主義に依りて人生を導き國運を進捗せしむるものであるとの道理譬喻に就て、諄々切々熱辨を振つて、評論せられたの光りある風采の昂れるかの觀があつた、この日晝夜八時間の講演、予輩の示教講論未だ充分ではあるまいが、思道の熱誠は幾人かの腑腑を貫いて物質萬能の夢を醒まして菩提の一念を起さしむる力のあつた事を見うけた、閉會後有田師飯田惣代人と共に一盞を酌みて大法宣傳の快事を語り合ひ、座を撤したのは午後十一時であつた、四隣間として人の聲も犬の吠ゆるのも聞えないが、遙かに並木の嫋々たる松聲と濤々たる磯打ち浪の音の響くのみで午前一時眠りに就いた「六日」一日を函嶺に靜養せばやとて午前九時妙經寺を辭し、有田師や惣代人及信友會幹事諸氏に電車まで見送られて箱

亭に歸來一浴して岩に激する水の音を聞きつゝ旅の枕に着いた。この室には「三百昇平一夢園英雄事業幾辛艱青松白漫戰南路耶思將軍埋骨山」と云ふ額が懸かつて居つた。「七日」午前八時發國府津上りに乗りて戸塚驛に到るや、飯田本興寺總代人三名に迎へられ、腕車を驅りて午前十一時偉人日什の靈場に着いた。午後一時より萩原師の導師にて明治天皇の追悼報恩大法會を奉修し、百五十餘の參拜者何れも放慶の態度であつた、次いで萩原師の辭を述べ、予は現代文明の完備を期するには區々たる消極政策を捨てて積極進取の大道を依るべしとの理義に就いて、平易簡明の句調もして精神訓話會を開いたが、萩原師は風教の改善すべき事實などを述べ、予は精神修養上靈的權威なき人物を仰ぐべからずと斷案を與へ、偉人日什の人格を熱論し、山根師は信仰の要義より説き起して客体論に及び统一神の卓越せる旨致を述べて信仰の標的を明かにし、難然たる多神思想を折伏して日蓮主義の眞髓を傳



道院存續日觀に師事得度し後宮谷櫻林に入り英才の譽高し出てゝ東京下谷妙願寺住職を始とし淺草安盛寺千葉縣山谷流永福寺東京品川本光寺大網本國寺淺草本立寺へ漸次轉任明治二十三年特撰を以て當妙立寺に榮擢せらる教師補としては始め権訓導より中講義に至るは教部省より権大講義より權少教正は太政官より権任となる権僧都より累進して大僧正に被叙鳴呼盛事なる哉  
又公職に從事せられしは千葉縣八幡中教院諸總不山出雲所就事神佛大教院執事督管代理第一宗會原案起創委員總本山妙滿寺志綱墓囑托教務部長等大略斯の如し  
其他教學宣傳としては明治五年宮谷史學院教授明治七年千葉縣下日蓮宗教專職取給に妙立寺懇任以來は遠近繪素指揮教養に餘念なく傍ら我此土宏覆義教眾生信説等を上梓して後進を裨益するもの渺からず遺せりと謂つへし  
謹らざりき明治四十二年十月徵悉を感じ湖畔

阪教信  
神戸教育  
一 越氏は日教會幹事として夙に日進主義の鼓吹に努めつゝあるが去る十二月八日その相續たる新夫婦の結婚式を菩提寺たる原耳法華寺に舉げた  
リその概況は當日午後一時双方親戚となり御賓前に席定まるや歎禮勵訓訓導師釋文朗讀新大都督文朗讀奉白文調示所願受持文杯等夫茂一郎婦トエ女共法悦に満ち森嚴莊重の儀禮を執行し終て自宅に祝宴を張り歌と舞をして散会せり同地方にては未曾有の宗教結婚式として式場附近の部落より耆々老者寺内に群衆見聞し模範的儀禮として喧傳しつゝありといふ奇特といふべし  
● 神戸高商日蓮鑑仰義會にてはその第九例會を十二月十一日午後二時より同校教室に開催す講師講木日種師は日蓮上人と日本國の題下に上人の國家觀を説き終て茶話會に移り僧侶問題等に就て談論を戰はし午後四時

南無本門壽量の本尊別しては末法大導師日蓮  
大上人等哀愍納受  
夫れ十號圓滿の如來も西天俱那の雲烟に光を  
除し本化涌出の大士も東武池上の冷風に質を  
給し凡て生を世に示せるもの誰か無常遷  
滅の法則を脱ぐ事を得んや  
茲に本日當山第四十世大僧正日禧上人の辨儀  
を舉行せらる

なく十月二十一日行年七十七歳を以て安葬し  
して遷化せらるゝ嗚呼哀哉之に因て法眷の者等  
並に檀信徒故舊の諸氏俱に相會し本門經王の  
金文を讀誦し謹而佛陀三寶の照鑑を仰き以て  
上人の靈を無上涅槃の勝地に送り奉る仍而歎  
文如件

明治四十五年一月以來大正元年の名残りを告ぐるまで吾徒が帝都に於て講演を開會した度數は二百餘回で各種の階級に突擊して法陣を張り敢て特筆すべき程の成績とはいひが、日蓮主義の勃興の氣運が今正に熟して來た事は確かである吾徒は新義大正の天地に奮起して更に大に活躍を試みやう。

▲師走の八日終會として講演會を開いた何う云ふ調子か従衆は前回よりも多く男子のみであつた關田養叔師の信仰と對象との關係に就て行門や理論門に亘りて詳細なる説明を試み本大僧正は佛教各宗の主張する佛陀論の認めるを止し久遠の佛陀を中心となすべしと懇說して信仰の歸趣を示し一代佛教の教相系統を明かにせられたので日蓮主義に信仰を確立すべき所以を醒覺し法悅に充ちて散會を告げぬ

△同日午後七時小石川原町大道會に於て例會を開きしが寒風肌に沁む夜にも道を求むる士女は五十餘を算し何れも眞面目の態度である。京慈義應師は温情溢るる上人の風格を説いて敬慕の念を起さしめ三上布教師は信仰は入るは易きが如きを守るに難じて水の如き火の如き信仰の狀態を評論し堅實なる日蓮主義の信念を抱せば自己も家庭も向上し圓滿なるべしと懇示説し本來具有の佛性開發に資す

歳華夢と過ぎて此會も早や回を重ねること十三關月十日に納會を開いた。それが嚴肅なる修法の後山根會長の熱誠なる修業談に聽者みな感に入りて人格の尊重を自覺し、笠原布教師の理想談にまた一人の感興を催はして、會したのは黄昏時であった因みに來年初會では、會長の趣向を凝らせし有益の催はしあるとの事、待ち遠くこそ思はるゝなれ△十二日、十三日下谷本廟寺の例會有数の山根日東劍出席せられしが何の圓熟せる妙論もて聖訓懐懐の一班を愛々二時間に亘りて練説乘教せられしものから數十名の聽者みな其信念を培ふこと多大に中には手巾もてはふり落る涙を拂へること見受けたりとぞ、げに駆け入つて偕まゝ誠あらばなど本有の佛性を發芳されぬものやあるべき勉むべきは教練の擴張にこそ

會見知

なりと論じて閉會せり

大僧正牧田日刑上人の遷化  
日籍上人は武州豊島郡小石川諫防町の狂風に  
宮谷樟林に學び秀才の譽あり後出て東京下谷  
妙顯寺住職を始とし安盛寺本立寺品川本光寺  
等に陞職す此間大教院執事管長代理千葉縣下  
教導職取締教務部長等の公職を奉じ給据勳  
宗法の爲應持するあり明治二十三年教務部長  
を辭し遠州吉善寺妙立寺に榮轉せらるゝ而爾  
來近緑素の指揮教養に餘念なく傍ら我比士安  
釋門斷生信錄等を上持して後學の利便にも明治四  
し老境彌鑑錙壯者を凌ぐの概ありしも明治四  
十二年徵選を感じ湖畔妙興寺に隱退し爾來療  
養怠り無くし薬石效なく俄然十月二十一日  
遷化せられたれば假葬に附し十一月二十九日

▲各年上横川に日經上人の碑を建  
てゝ其高風を慕へ意氣振興に努めた  
りしが小竹師は能く熱心以て十二月  
三十日の命日をトし報恩會布教を開  
きしが廿日小竹師は施本功德の意義  
を述べ堂亮雄師は回向の徳を讚歎し  
森川布教師の活ける日經上人を評論して覺醒  
を與へ法益を有いた當日參拜者には日蓮主義  
の靈光を施して道念涵養の資に供したりしが  
其功德を積みし篤志者は南横川寺量講中小倉  
定次郎高山善三北田榮藏佐久間保中古市造北  
田甚左衛門南富田三枝常太郎三枝清郎大綱町  
矢部哲の諸氏にして及南横川佐久間右藏貞持  
清平氏等は碑前に供物を捧げたりと云ふ誠に  
奇特の至りであるいよ／＼七星法華は復活の  
曙光が輝いて來た希はくは小竹師より更に勇を  
鼓して活躍して呉れ給ひ





號五十百二第

一

統

(日五十月每)行寶日五十月一年二正大  
可認物便郵種三第日四廿月二年十三治明

(東京京橋北澤活版所印刷)

告示第貳拾貳號

明治四十四年度歳入歳出總決算左ノ通り

大正元年十二月十五日

明治四十四年度歲入歲出總決算

宗內一般

顯本法華宗宗務廳

第一項	管長報酬
第二項	總監部長手當
第三項	評議員費
第四項	錄事報酬
第五項	集各事務費
第六項	學事費
第七項	旅費
第八項	大學林費
第九項	支學林補助費
第十項	地方在學生補助費
第十一項	千葉縣補助費
第十二項	補習學校補助費
第十三項	布教費
第十四項	管長巡教費
第十五項	監督布教費
第十六項	統一團體補助費
第十七項	講習會補助費
第十八項	千葉縣尚風會補助費
第十九項	臨時布教費
第二十項	監獄教誨師補助費
宗寶保存費	光明材料妙法寺交附金

第一項	宗寶	保存費
樞要	宗會費	
寺院	宗會費	
保護	宗會費	
費	宗寶	保存費
第一項	第一項	第一項
負債	負債	負債
利子	利子	利子
第二項	第二項	第二項
負債	負債	負債
利子	利子	利子
却金	却金	却金
豫備	豫備	豫備
金	金	金
費徵集	費徵集	費徵集
費	費	費

備考

佛考

本年度決算ニ於テ支出豫算ニ超過シタルモノ第二款第二項印刷費ニ於テ九十錢同第三項筆紙墨費ニ於テ十八圓八十二錢第十一款第一項ニ於テ二圓五十錢第十五款第一項ニ於テ三十九圓五十二錢合計六十一圓七十四錢也ニシテ第一豫豫備金ヨリ支出シタリ豫算外ノ支出ヲ要スルモノ(一)三圓八拾錢賞與品代金(二)三圓宗務廳舍修繕費(三)二十壹圓

十七錢宗務廳來實接待費(四)九圓二十壹錢振替貯金受入拂出料金(五十圓教師檢定試驗費  
 (六)四圓九十六錢宗會議員補缺選舉費(七)四十九圓五十錢功劳章調製費(八)二十八圓七十三  
 錢三教會合事件ニ關スル經費以上合計百三十圓三十七錢也ニシテ第二豫備金ノ豫算ヲ  
 超過スルニ依リ(一)(二)(三)(四)ノ四項合計三十七圓十八錢ハ第一豫備金ノ殘額ヨリ支出シ(五)  
 (六)(七)(八)ノ四項合計九十三圓十九錢ハ第二豫備金ヨリ支出シタリ

本年度決算附屬簿冊下ノ如シ宗費等徵集臺帳八冊歲入歲出月計帳一冊收納票綴七冊振  
 替貯金受拂通知票綴同拂込票綴受領證紙宗務廳費支出明細帳評議員費支出明細帳大學  
 林費支出明細帳宗會費支出明細帳第一豫備金支出明細帳第二豫備金支出明細帳宗費徵  
 集費支出明細帳各壹冊

右大正元年十二月一日收支ヲ計算シ之ヲ調製シ常置委員ノ審查ニ附シ全部承認ヲ經タ  
 リ

明治三十一年二月廿四日第三種郵便物認可  
 大正元年十二月十五日發行統一第一百十四號附錄

(每月一回)

發行 東京市淺草區北清島町十四番地  
 統一

閣

明治三十年二月廿四日第三種郵便物認可  
大正二年一月十五日發行統一第二百五十五號附錄

(每月一回)

發行 東京市淺草區北清島町十四番地  
統一閣

## 廳令第一號

大正二年二月十一日ヨリ同月廿四日迄高等宗學院ヲ東京統一閣ニ開設ス  
一講師及講題ノ豫定左ノ如シ

### 教義

祖書研究

如來壽量品(輪講)

筆記應答(論文)

### 學說

日本建國ノ事實及理想

儒教ノ概要及其日本化

佛教ノ概要及其日本化

近代文明ト國民ノ態度

宗教ト倫理ノ關係

宗教ト教育ノ關係

經濟ト道德

宗內一般

大僧正

本多日生師

同

野口、今成、山根、井村、  
關田、笛川諸師交番擔任

文學士 澤作安文君

文學博士 井上哲次郎君

大僧正 本多日生君

文學博士 姉崎正治君

文學士 吉田靜致君

文學博士 姉崎正治君

文學士 藤井健治郎君

御國體觀

古神道觀

救濟事業ニ就テ

救貧ト防貧

但在京者ニハ補給セス

一撰士ノ旅費及雜費ハ自辨トス

一撰士ニアラザルモ出席聽講ハ隨意トス

一出席希望者ハ一月二十日限り高等宗學院理事宛申出ヲ許可ヲ受クヘシ

一出席者ノ宿所ハ任意トス

大正二年一月十一日

宗務總監野口日主

### 訓示

#### 各教區管事

地方費ノ收支ニ關シテハ宗則第三則第八條ニ宗規第十六則ノ規定ヲ準用スヘキ事ニ規定セラレアルモ右ハ昨年度發布ノ宗制改正條項ニ屬シ從來慣行ノ手續ト相違スル

事項モ有之教區管事ニ於テ其手續ヲ知悉セザルモノアルヤニ聞及ヒ候ニ依リ左ニ注意事項列記致置候條取扱上條規ニ違背セザル様注意可相成候

一會計年度ハ其年九月一日ヨリ翌年八月三十日迄ノ一周年度トスヘシ（宗規第十六則第一條ノ一）

一會計年度所屬ノ出納事務ハ年度ノ終ヨリ二ヶ月以内ニ悉皆完結スヘシ（同條ノ二）

一各年度ニ決定シタル經費ヲ以テ他年度ノ經費ニ充ツルコトヲ得ス（同則第三條）  
一豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス（同則第十條）

一決算ハ豫算ト同一ノ區分ニ依リ事務完了ノ期日ニ於テ之ヲ調製シ地方會議ノ決議ヲ經テ宗務總監ノ認可ヲ經ヘシ（同則第十八條第三則第八條）

一決算ハ宗務廳ニ於テ審査ノ上達規ノ支拂アリト認メタル場合ハ辨償ヲ命セラル  
、コトアルヘシ（同則第二十一條）

右及訓示候也

大正二年一月十五日

顯本法華宗宗務廳

海軍少將佐藤鐵太郎君

法學博士範克彥君

子爵五島盛光君

法學博士井上友一君

訓 示

宗 内 一 般

四

近時大學統已下ノモノニシテ紫紺色若クハ類似色ノ略衣ヲ着用シ學士以下ニシテ紫金紋袈裟ヲ着用シ沙彌ニシテ紫色袈裟ヲ着用スルモノ等間々有之哉ニ聞及ヒ候處右ノ所爲ハ宗規第壹則第二十五條ノ規定ニ反シ同則第二十四條ノ規定ニ依リ宗律ノ制裁ヲ受クヘキモノニ有之候條心得違無之様注意可致此段特ニ訓示ニ及ヒ候也

大正二年一月十五日

顯本法華宗宗務廳

異 動 報 告

大正元年九月一日寺院住職名簿發行以後ノ異動左ノ如シ

補權大學統	中學統	熊井 本光	補權學士	學士補 牧田 英明
補權大學統	中學統	中原 通應	補權學士	學士補 長谷川義一
補權大學統	中學統	吉永 義彥	補權學士	沙彌 鈴木 愛作
補中學統	中學統	佐藤 重賢	補學士補	沙彌 淺井 荘藏
補少學統	權少學統	武田 顯龍	補學士補	沙彌 吉塚 敬太
補少學統	權少學統	國分 顯有	補權少學統	學士 古口 醇叔
補權少學統	權學士	草切 信榮	補權少學統	學士 富田 林惠

補權少學統	學士 鈴木 信海	ル功勞アリト認メ昇等セシメラル 以上大正元年九月二十八日補任ス
補權少學統	學士 初芝 智泉	
補學士	權學士 山本 賢乘	贈權僧正 故僧都 森川 會殷
補學士	權學士 石井 啟應	右大正元年十月五日補任ス
補學士	權學士 山本 信讓	福島縣若松市妙法寺住職
補權學士	學士補 長岡 育應	授等功勞章 大僧正三等功勞 阪本 日桓
補權學士	學士補 五十嵐吉正	福島縣若松市妙法寺副住職
補學士補	沙彌 小島 啓治	敍權僧正 僧行三等功勞 竹内 無着
補學士補	沙彌 菊池 乾淨	福島縣若松市妙法寺住職
補學士補	學士 秋葉 純一	補少學統 権少學統 大多和幸英
補學士	權學士 大川 圓精	福島縣若松市妙法寺檀家總代人
右宗規第十則第四條ニ依リ補任セラル	賞狀(各通)	今木 三平
補學士	學士補三等功勞 片岡 義慣	川島東右衛門
右宗規第十一則第四條第十三項ニ該當ス	佐藤運三郎	長谷川五郎右衛門
		長谷川長八郎



第六教區蓮成寺住職 小幡 親正

轉任第七教區妙覺寺住職(同)

第十五教區妙善寺住職 野口 會英

轉任第六教區蓮成寺住職(同)

第十教區法華寺住職 大學統 渡邊

元教

改名日研(元、十三、十三)